

# 祝 下北山村 村制130周年記念式典

山 広報 令和元年（2019）

11 月号 No.749

きなりの郷とは…純粋、素朴、まざりけのないと言った意味で、「本物の暮らしのある村」という願いを込めた言葉です。





令和元年9月  
第3回下北山村議会  
9月定例会を開催

## 《一般質問》

質問者：北議員

【質問】村内の農地には、シカ、イノシシ、サル等の被害が非常に多く発生していて、特にサルは、なかなか捕まりません。

今まで、檻の捕獲での報奨金があったと思いますが、捕獲の金額を上げてもらうとか、捕獲方法を考えてもらうとか、何か良い方法が取れないものか、産業建設課長にお伺いします。

## 【答え】産業建設課長

サルによる被害につきましては本村だけでなく、全国的に大きな問題になっています。

現在、村の対策としましては、有害獣の防除施設設置補助制度として、資材費の補助があります。

平成30年度は、17件の申請で約93万円の補助を行っています。

サルに対しては、有効な対策が難しいところもありますが、地域の方が連携して、サルを追い払うことで、サルに里が危険という学習をさせなければいけないということも言われています。

今後、農業委員会と連携・協議

しながら、県の担当課にも相談し、奨励金の増額、エアガン、檻の設置場所等、被害の軽減に繋がるよう検討していきたいと思っています。

【質問】村長の行政報告に、村内の砂利採取合計46,600立米余りを採取する提案があったが、土砂を置く費用は出るのですか。

## 【答え】産業建設課長

奈良県では、本年度において46,600立方メートルの河川砂利撤去を計画しており、撤去した砂利は村が管理する2箇所の土砂処分場に搬入する予定です。コモ谷土砂処分場が1立方メートルあたり1,300円で、大小井向イ土砂処分場が1立方メートルあたり800円の処分料となっています。

【質問】大里トンネルが工事で行止めになると聞いていますが、通行止めの期間と土砂搬入する期間との兼ね合いは、どのようになるのですか。

## 【答え】産業建設課長

大里トンネルの修繕工事が計画されており、完全通行止めの期間が予定されていますが、大小井向イ土砂処分場には北山川の砂利のみ搬出される計画になっていますので、大里トンネルの工事での支障はありません。

【質問】吉野土木事務所が示した5ヶ所以外に、佐田のウイノ山の堰堤の土砂もかなり堆積しています。

環境整備で佐田地区が木を切ってもらった私有地が空いています。

河川事業と村が土地を利用するため、以前から話の出ている私有地について、地権者との話し合いは、どうなっていますか。

## 【答え】産業建設課長

ウイノ山の伐採跡地については、現在、民有地になっています。また、公的処分場の指定もないため、土砂を搬入することはできない状況になっています。

今後、佐田地区と吉野土木事務所が、伐採跡地の事業を協議していきます。

## 質問者：和田議員

【質問】現在の役場庁舎は、築後約80年以上経過し、耐震性にも問題があります。

村長は以前より、小学校を改築して新庁舎にすることを第一にお考えのようですが、次のような点から予断をもって判断されることのないようお願いします。

①庁舎建設は、全村民に関わる重要な事業です。我々の世代から次世代、3世代、4世代と使い続ける施設です。

②行政経営全般を視野に入れた幅広い検討を加え、計画内容を固めていく必要があります。

③五十年、百年と使い続けていかなければならぬ施設です。建設の初期段階の費用の多寡に惑わされることなく、ランニングコスト、使い勝手、将来予測される行政需要に耐えうる施設である必要があります。

④バリアフリーに対応した施設にする必要性があります。

以上のような観点から、新築も含め多様な考え方から選択できるような施設になるよう行政を進めて頂きたいと思いますが、村長の考えをお尋ねします。

## 【答え】総務課長

庁舎建設については、6月議会の村長の所信表明でもお話ししていますが、近い将来南海トラフ巨大地震が、高い確率で発生するとも言われており、現在の庁舎については、耐震性に問題があるので、現時点で役場庁舎を合同校舎建設により、空き校舎となる現小学校を改修すれば空き施設の有効活用、また経費の削減にも繋がるのではないかと考え、検討を進めています。



また、平成29年10月に、産業建設常任委員会でも役場庁舎の整備について、村側から4つの改修・改築案をご提示させて頂き、最終的に他の公共施設への移転ということで承認頂き、今後検討していく予定となっています。

庁舎建設については、和田議員のおっしゃるとおり、全村民に関わる重要な事業ですので、今後議会の皆様、また住民の皆様のご意見等を参考にさせて頂き、庁舎建設準備検討委員会等を立ち上げさせて頂き、協議を進めていきたいと思っています。

【質問】新築も含めて検討しなければ、最初から小学校改築ありきみたいな話では、検討の仕方というか、考え方が偏り過ぎているのではないかと思います。村長にご質問します。

【答え】村長

前々から申し上げていますが、私個人の考えとしては、小学校を全面改築して移転してはという思いがあります。

この考えについては、先程総務課長からありましたように、議会でも前回の議員構成の中で、一定のご理解を頂いています。

庁舎というのは、全村民に関わる関心の高い一番利用される機会

の多い施設です。

庁舎建設準備検討委員会という形になるか分かりませんが、多くの皆様の意見を聞きながら、新築が良いのか、あるいは改築が良いのか。新築の時はどういうメリットがあって、どういうデメリットがあるのか。改築の場合はどういうメリットがあって、どういうデメリットがあるのか。

和田議員も申されましたように、色んな角度から検討を重ねて、皆さんの総意が得られるような、合意が得られるような形で進めていければと考えています。

【質問】小学校改築ありきの進め方をしないようよろしくお願いします。

【答え】村長

説得力のある新築の議論が出てくれば、私は改築にこだわっていません。

その中で、色んなことを検討していかなければなりません。

財政的なことも考えなければならぬし、耐用年数や使い勝手も考えなければならぬし、トータル的に考えて、どういう方法が良いのかを、皆さんの意見を聞きながら決めていきたいと思っていますので、ご理解をよろしく願います。

【質問】6月議会でも質問させて頂きました人工芝グラウンド第2面の整備について、引き続き質問させて頂きます。

夏の合宿に来て頂いた監督に聞き取り調査を行った結果、スライディング等の積極的なプレーに期待できる、雨天時の練習環境に大きな差がでる、小学生は4面として使用可能で大会開催に大きな可能性が開ける、と以上のような意見がありました。

所信表明の「下北山スポーツ公園地区まちづくり基本計画」の中で、これからのスポーツ公園のあり方を慎重に検討することや、客観的な数値分析を図り、スポーツ公園の原点や歩んできた過去、現在、未来を見据えた今後に役立つ計画を作る必要があるとありますが、このことについて、村長の考えをお伺いします。

【答え】地域創生推進室長

人工芝の整備の考え方について、6月定例会でもご説明しましたが、現在のキャンプ場を含めた全体的利用状況、サッカー合宿の利用者状況や交通の便利な場所である人工芝グラウンドが整備されている状況等、以前に比べ環境がかなり変化しているという中で、現場の意見を聞き、財政的なことも踏

まえ、慎重に検討していきたいと説明させて頂きました。

和田議員の聞き取り調査の中には、昔から利用いただいている監督も含まれると思いますが、現在は各チームの監督も2代・3代と代わり替わっています。今後も以前からの繋がりを利用いただけるか心配な点もあります。

その要因として、近場で人工芝のグラウンドが整備され、練習場の選択肢が増えていきます。以前と比べ環境が変わってきていると申しましたが、現在の利用者の多くは小中学生であり、夏休みの短縮などの影響も出てきています。

また、スポーツ公園に人工芝を新設するという議論の中では、利用者が増えるのかという懸念もありますので、大学・社会人をターゲットにした戦略も必要なのではないかという話も出ています。

今後も引き続き、スポーツ公園、奈良県また有識者等と協議しながら、「下北山スポーツ公園地区まちづくり基本計画」の中で、慎重に議論を重ねていきたいと思っています。

【質問】スポーツ公園の人工芝グラウンドの今後について、まだまだ考えて頂くということでしょうか。

### 【答え】地域創生推進室長

現在では環境問題ということ、プラスチック等のごみ処理問題も出て来ています。(人工芝にはプラスチック片が含まれるため)

色々な形で環境や状況が変化してきていますので、そういうことも勉強しながら進めていきたいと思っています。

### 質問者：辻之内議員

【質問】池原ダム湖の水利権更新について、行政は各種団体を呼んで説明をしてくれるのか。また、漁業組合、森林組合、ボート組合等があるが、どのような団体に要請するのか説明をお願いします。

### 【答え】総務課長

池原ダムの水利権更新については、30年に一度の更新ということで、村長から諸般報告でも説明させて頂きましたが、現在森岡参与を中心として、30年前の交渉記録、直近で水利権更新を行った他の自治体の動向、奈良県との打ち合わせや確認を行っています。

また、近隣村との事務レベルの打ち合わせについて、今後、情報交換していくことになっていきます。

各種団体との話し合いについては、議会、漁業組合、関係区長、

森林組合、ボート組合等との協議を行うよう検討を進めています。

### 【答え】村長

辻之内議員からご質問ありましたように、関係団体、各種団体との意見調整をしていきたいと考えています。

現在、色んな調査というか確認事項をしており、それが整った時点で早急に会議が開けるように各種団体のご意見を聞きながら進めていきたいと思っています。

### 質問者：平井議員

【質問】国道425号池原坂の池原から上がって行くと最後のヘアピンカーブを曲がった辺りは特に車の対向がしにくい状況です。同道路は、国道で村の管理ではないが、地権者の承諾を得て、見通しの妨げになる木の伐採や、少しでも幅員を広げて対向・待避できるように対策を検討してはと思うが、県への要望も含めて村の考えをお伺いします。

### 【答え】産業建設課長

国道425号池原坂の狭隘(きょうあい)箇所は、幅員の拡幅改良について、毎年度、道路管理者である奈良県の方に要望しています。

奈良県の回答としては、現在、県道深瀬工区の改良事業及び国道169号の前鬼・音枝間の調査事

業等を実施しており、当該箇所については、検討事項ということで回答を頂いています。

村としては、引き続き、奈良県に要望していきたいと思っています。

また、見通しの悪い障害木の伐採は、現地を確認させて頂き、地権者の承諾を得られるような状況になりましたら、県へ伐採して頂くよう要望をしたいと思っています。

【質問】保小中合同校舎完成までの間、保健福祉課長が園長を兼務しているが、もし何かあれば3人の保育士で対応しなければならぬため、以前のように常駐の園長が必要ではないか。

安全・防犯の面からも迅速に対応できないか伺います。

### 【答え】保健福祉課長

現在、保健福祉課長であります私が園長を兼務しています。前園長が、一身上の都合で平成31年3月末に退職され、早々に園長を探しています。採用するところまで至っていません。

適切な方がいましたら、前向きに検討させて頂きたいと思っています。

## 奈良県最低賃金 時間額 837円 (令和元年10月5日発効)

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。ただし、特定の産業には特定最低賃金が定められています。

詳しくは、奈良労働局賃金室まで 電話：0742-32-0206





## 下北山村 村制130周年記念式典

10月6日(日)、下北山村 村制

130周年記念式典が執り行われ、会場の下北山小学校体育館には、村田奈良県副知事、田野瀬衆議院議員、堀井参議院議員を始めとした多数のご来賓の方々と、一般参加の村民の皆様と合わせて約220名が集いました。

式典のオープニングを飾ったのは大正琴サークル「琴流会」の皆様による演奏で、日ごろ練習してきた3曲が披露され、続いて、村誕生以来その存続と発展に尽くされてきた物故者の皆様に黙祷が捧げられました。

村長の式辞では、明治22年に北山郷下組の10村が合併し下北山村



が誕生してから今日までの歴史が語られ、伊勢湾台風による被害、池原ダム建設がもたらした様々な影響、スポーツ公園の整備、市町村合併をせずに単独村を選出した経緯など、130年の間の大きな出来事を振り返りました。

また、現在村が直面している様々な課題とその対応策について話があり、将来にわたって村を存続させ、更に発展させるために村制130周年の節目にあたり熱い決意が語られました。

続いて、中谷村議会議長の挨拶、来賓の方々のご祝辞を頂戴し

た後、様々な分野で村の発展に尽力された方々の中から、特に功績の大きかった6名の皆様に、今回の記念式典にあたり村政功労者として表彰状が授与されました。(詳細は下記のとおり)

記念式典終了後は、第2部として下北山村民俗資料館 異正文館長による「民俗資料館から見た下北山村の昔と今(家と村)」と題した記念講演があり、民俗資料館に保管されている文献や資料をもとに、130年前の家系が現在の家にどのように引き継がれてきたか、現存する家々の名前を挙げながら話しをされ、会場ではあちら



こちらで頷きながら聞き入っている光景が見られました。

午後からは、毎年開催されている「健康と長寿のつどい」の演芸大会が行われ、参加された村民の皆様は、大神楽やものまね歌謡ショーを観て楽しいひと時を過ごしました。

130周年を迎えた下北山村を更に発展させていくため、関係者一同力を合わせて頑張っていりますので、今後とも村民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。



### 【被功労者一覧】※敬称略

- ・久保利 良一 (元村議会議長)
- ・木谷 勇三郎 (元村消防団長)
- ・大崎 伍 (元大里区長)
- ・山岡 彰夫 (元村選挙管理委員会委員長)
- ・松本 良三 (元奈良県建設業協会会長)
- ・上平 一郎 (元下北山村長)



# 第6回保小中合同運動会

10月13日(日)、下北山小学校において保育所・小学校・中学校の合同運動会が開催されました。前日までの台風による影響もあり、天候やグラウンドの状態が心配されましたが、当日はすがすがしい晴天となり、参加者は230名に及びました。

今年はテーマに『手を取り合って、明るい笑顔をつなげる! ~ cooperation ~』を掲げ、普段の練習成果を発揮してくれました。

今年は村民の方も参加できる競技を増やし、子どもから大人まで手を取り合い、賑やかな運動会となりました。



みんなで息を合わせて!「ムカデ競争」



ちびっ子バッタで突っ走れ!「バッタ冒険レース」



足つぼゾーンに苦戦「鉄人ツライアスロン」



皆で全力を出し切ろう!「綱引き」



めざせターゲット!「グラウンドゴルフフリー」



力強さが伝わりました「下北山ソーラン」



親子でゴールを目指そう「デカバンツリレー」



バトンを繋げるぞ!「小中合同リレー」





## 近畿防犯功労者表彰を 吉野地区防犯協議会 下北山村支部長

### 木谷勇三郎氏が受賞

去る10月9日(水)に開催された全国地域安全運動奈良県民大会(いかるがホール)において、本村の木谷勇三郎氏が近畿防犯功労者表彰を受賞されました。

この表彰は長年にわたり地道かつ献身的に地域安全にご尽力された団体・個人に対しての功績が称えられ、奈良県では2団体、7名の方々が表彰されました。

今後、地域の安全・安心のため、ご助力賜りますよう、お願い申し上げます。  
受賞おめでとうございます。



## 地方教育行政功労者表彰を 元下北山村教育委員会委員

### 平井清氏が受賞

10月10日(木)令和元年度地方教育行政功労者表彰式典が、東京都千代田区の文部科学省講堂にて開催され、本村元教育委員会委員の平井清氏(下池原在住)が表彰されました。

今回の表彰は地方教育行政の発展に尽くされた功績顕著な方々を対象に行われ、奈良県より4名の方々が、全国では173名の方々が表彰されました。



## 「年末調整説明会」

### の開催について

吉野税務署による年末調整説明会が左記のとおり行なわれます。

「年末調整」は給与の支払を受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収をした額の精算を行う非常に大切な手続きです。お気軽にご利用下さい。

### 説明会日程

日時 11月21日(木)

### 【年末調整について】

午後1時30分～午後3時00分

### 【軽減税率について】

午後3時15分～午後4時15分

場所 下北山スポーツ公園

若者センター

### 【問合せ先】

吉野税務署

電話 0746(32)3385

## 税務係からのお知らせ

絶対に

許しません!

滞納

11月・12月は税の公平・公正を確保し、大多数の期限内納税者の信頼を守るため、全市町村と奈良県が「一丸となって」「搜索・差し押さえ・公売」等の滞納整理を強化して実施する「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」です。

税金は定められた納付期限内に正しく納税しましょう。口座引落を利用されると金融機関等に行って納付する手間や納付期限を忘れてしまう恐れがなく、大変便利です。詳しくは、役場住民課までお問い合わせください。

また、一部の滞納者に対しては、催告書を送付します。それでも納付がない場合は、財産(預金、給与、不動産、生命保険、自動車等)について、差し押さえ等を執行することがありますのでご注意ください。

### 【問合せ先】役場住民課 税務係

電話 6-0001

## (3) 期末手当・勤勉手当 (平成30年度)

|         |        |
|---------|--------|
| 期 末 手 当 | 2.6月分  |
| 勤 勉 手 当 | 1.85月分 |

※職制上の段階、職務の級等による  
加算措置あり。

## 5 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

|        | 区 分   | 給料月額     | 期末手当 (H29年度) |        | 区 分   | 報酬月額     | 期末手当 (H29年度) |
|--------|-------|----------|--------------|--------|-------|----------|--------------|
| 給<br>料 | 村 長   | 660,000円 | 6月期 1.575月   | 報<br>酬 | 議 長   | 210,000円 | 6月期 1.525月   |
|        | 副 村 長 | 565,000円 | 12月期 1.775月  |        | 副 議 長 | 170,000円 | 12月期 1.725月  |
|        | 教 育 長 | 515,000円 | 計 3.35月      |        | 議 員   | 160,000円 | 計 3.25月      |

## 6 職員数の状況

## (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

| 区 分                  |         | 職 員 数 |     | 対 前 年<br>増 加 数 |
|----------------------|---------|-------|-----|----------------|
| 部 門                  |         | 30年   | 31年 |                |
| 一 般 行 政 部 門          | 議 会     | 1     | 1   | 0              |
|                      | 総 務 企 画 | 10    | 10  | 0              |
|                      | 税 務     | 2     | 2   | 0              |
|                      | 民 生     | 8     | 7   | △1             |
|                      | 衛 生     | 4     | 4   | 0              |
|                      | 農 林 水 産 | 2     | 2   | 0              |
|                      | 商 工     | 4     | 4   | 0              |
|                      | 土 木     | 2     | 2   | 0              |
|                      | 小 計     | 33    | 32  | △1             |
| 特 別 行 政 部 門          | 教 育     | 7     | 7   | 0              |
| 普 通 会 計 計            |         | 40    | 39  | △1             |
| 公 営 企 業 等<br>会 計 部 門 | 病 院     | 3     | 3   | 0              |
|                      | 水 道     | 0     | 0   | 0              |
|                      | そ の 他   | 2     | 2   | 0              |
|                      | 小 計     | 5     | 5   | 0              |
| 合 計                  |         | 45    | 44  | △1             |

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有します。  
休職者、派遣職員などを含み、臨時職員又は非常勤職員を除いています。

## (2) 年齢別職員数の状況 (平成31年4月1日現在)

| 区 分     | 職 員 数<br>(人) | 構成割合<br>(%) |
|---------|--------------|-------------|
| 20歳未満   | 1            | 2.3         |
| 20歳～23歳 | 4            | 9.1         |
| 24歳～27歳 | 4            | 9.1         |
| 28歳～31歳 | 2            | 4.5         |
| 32歳～35歳 | 6            | 13.6        |
| 36歳～39歳 | 5            | 11.4        |
| 40歳～43歳 | 4            | 9.1         |
| 44歳～47歳 | 2            | 4.5         |
| 48歳～51歳 | 5            | 11.4        |
| 52歳～55歳 | 5            | 11.4        |
| 56歳～59歳 | 2            | 4.5         |
| 60歳以上   | 4            | 9.1         |
| 計       | 44           | 100.0       |

## (3) 職員数の推移 (各年4月1日現在 単位:人)

| 区 分 \ 年 度 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 過去5年間の<br>増 減 数 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 一 般 行 政 職 | 26    | 29    | 30    | 32    | 33    | 32    | 6               |
| 教 育       | 8     | 8     | 7     | 6     | 7     | 7     | △1              |
| 公 営 企 業 等 | 7     | 7     | 6     | 5     | 5     | 5     | △2              |
| 合 計       | 41    | 44    | 43    | 43    | 45    | 44    | 3               |

※各年における定員管理調査において、報告した部門別職員数。

※常勤の教育長については、法律の改正により平成27年4月1日から特別職の身分を有することとなったため、  
平成28年度に実施した調査から対象外となる。

## 7 職員の研修状況

職員に高度な専門知識、技術等を取得されるため職員を研修機関などへ派遣し、研修を実施させています。平成30年度の受講者数は次のとおりです。

| 研 修 名    | 人数 | 研 修 先          |
|----------|----|----------------|
| 新規採用職員研修 | 4人 | 奈良県市町村職員研修センター |
| 契約事務研修   | 1人 | 奈良県市町村職員研修センター |
| 文書作成向上研修 | 1人 | 奈良県市町村職員研修センター |
| 人事評価研修   | 1人 | 奈良県市町村職員研修センター |



# 下北山村職員の給与などの概要

下北山村では、村職員の給与などの状況を知っていただくために、その概要を公表します。  
\*一般会計の職員及び技能労務職について記述したもので、特別会計は含まれません。

## 1 総 括

### (1)人件費の状況(普通会計決算)

| 区 分  | 住民基本台帳人口<br>(30年度末) | 歳出額(A)      | 実質収支     | 人件費(B)    | 人件費比率<br>(B)/(A) | 29年度の<br>人件費比率(参考) |
|------|---------------------|-------------|----------|-----------|------------------|--------------------|
| 30年度 | 909人                | 1,622,744千円 | 67,417千円 | 175,885千円 | 10.8%            | 9.8%               |

### (2)職員給与費の状況(普通会計決算)

| 区 分  | 職員数(A) | 給 与 費     |          |          |           | 一人当たり給与費(B)/(A) |
|------|--------|-----------|----------|----------|-----------|-----------------|
|      |        | 給 料       | 職員手当     | 期末・勤勉手当  | 計(B)      |                 |
| 30年度 | 40人    | 117,626千円 | 13,503千円 | 44,756千円 | 175,885千円 | 4,397千円         |

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

### (3)ラスパイレス指数の状況(平成30年4月1日現在)

|             |      |
|-------------|------|
| 下 北 山 村     | 89.4 |
| 全 国 町 村 平 均 | 96.4 |

※ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

## 2 一般行政職の級別職員数等の状況(平成31年4月1日現在)

| 区 分          | 1 級   | 2 級   | 3 級                | 4 級        | 5 級  | 計    |
|--------------|-------|-------|--------------------|------------|------|------|
| 標準的な<br>職務内容 | 主事補   | 主 事   | 主 査<br>係 長<br>課長補佐 | 主 幹<br>課 長 | 課 長  |      |
| 職 員 数        | 12    | 5     | 6                  | 6          | 1    | 30   |
| 構 成 比        | 40.0% | 16.7% | 20.0%              | 20.0%      | 3.3% | 100% |

※下北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## 3 職員の平均給料月額、初任給等の状況(平成31年4月1日現在)

### (1)平均年齢、平均給料月額

| 区 分   | 平均年齢  | 平均給料月額   |
|-------|-------|----------|
| 一般行政職 | 38.5歳 | 266,103円 |
| 技能労務職 | 61.6歳 | 252,250円 |

### (2)初任給の状況

| 区 分   | 下北山村 | 国        |
|-------|------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒  | 180,700円 |
|       | 高校卒  | 148,600円 |

### (3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

| 区 分   | 経験年数10～15年      | 経験年数15～20年 | 経験年数20～25年 | 経験年数25～30年 |
|-------|-----------------|------------|------------|------------|
| 一般行政職 | 大学卒<br>252,900円 | ※          | 318,000円   | 347,800円   |
|       | 高校卒<br>—        | ※          | —          | —          |
| 技能労務職 | —               | —          | —          | —          |

※該当者がいない欄については「—」としている。

※対象となる職員が1人の場合は、個人の特定を避けるため、記入していません。

## 4 職員手当の状況 ※国に準じて支給しています。

### (1) 諸手当

(平成31年4月1日現在)

| 手 当 名 | 内容および支給単価(月額)                  |
|-------|--------------------------------|
| 扶養手当  | 配偶者：6,500円                     |
|       | 1人につき 子：10,000円 父母：6,500円      |
|       | 満16歳の年度初～満22歳の年度末までの子 5,000円加算 |
| 住居手当  | 借家、借間居住者                       |
|       | 支給対象額 12,000円を超える額             |
|       | 最高支給額 27,000円                  |
| 通勤手当  | 交通機関利用者 55,000円以下              |
|       | 交通用具使用者 31,600円以下              |
|       | 2km以上で5kmごとに13段階の区分            |

### (2) 退職手当

(平成31年4月1日現在)

| 支 給 率              | 自己都合                      | 勤奨・定年    |
|--------------------|---------------------------|----------|
| 勤続20年              | 19.669月分                  | 24.586月分 |
| 勤続25年              | 28.039月分                  | 33.270月分 |
| 勤続35年              | 39.757月分                  | 47.709月分 |
| そ の 他 の<br>加 算 措 置 | 定年前早期退職特別措置<br>(2%～45%加算) |          |
| 1人当たり<br>平均支給額     | —                         | 11,982千円 |

※退職手当の1人当たり平均支給額は、個人の特定を避けるため、直近2年間で退職した全職員種に係る職員に支給された退職手当の平均額です。



# 令和元年度 上半期 財政状況の公表

(平成31年4月1日～令和元年9月30日)

この「財政の公表」は、年度途中における予算の執行状況を広く皆さんに知って頂く為に公表するものです。令和元年度上半期の一般会計及び各特別会計の執行状況について次のとおりお知らせします。

## ■歳入歳出予算の執行状況

□令和元年度 一般会計予算の執行状況（繰越明許費も含む）

<歳 入>

(単位：千円、%)

<歳 出>

(単位：千円、%)

| 区 分           | 現計予算額     | 令和元年9月30日現在 |        |
|---------------|-----------|-------------|--------|
|               |           | 収入済額        | 収入割合   |
| 1 村 税         | 248,051   | 137,231     | 55.32  |
| 2 地 方 譲 与 税   | 21,837    | 8,177       | 37.45  |
| 3 利 子 割 交 付 金 | 180       | 42          | 23.33  |
| 4 配 当 割 交 付 金 | 550       | 217         | 39.45  |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 300       | 0           | 0.00   |
| 6 地方消費税交付金    | 15,500    | 9,717       | 62.69  |
| 7 ゴルフ場利用税交付金  | 1,100     | 684         | 62.18  |
| 8 自動車取得税交付金   | 1,157     | 1,353       | 116.94 |
| 9 環境性能割交付金    | 580       | 0           | 0.00   |
| 10 地方特例交付金    | 379       | 379         | 100.00 |
| 11 地 方 交 付 税  | 740,000   | 505,540     | 68.32  |
| 12 分担金及び負担金   | 4,287     | 1,570       | 36.62  |
| 13 使用料及び手数料   | 81,002    | 15,119      | 18.66  |
| 14 国 庫 支 出 金  | 144,792   | 7,919       | 5.47   |
| 15 県 支 出 金    | 89,087    | 2,962       | 3.32   |
| 16 財 産 収 入    | 11,132    | 3,156       | 28.35  |
| 17 寄 附 金      | 2,001     | 567         | 28.34  |
| 18 繰 入 金      | 447,547   | 1,800       | 0.40   |
| 19 繰 越 金      | 37,366    | 67,637      | 181.01 |
| 20 諸 収 入      | 35,926    | 4,398       | 12.24  |
| 21 村 債        | 1,051,400 | 112,600     | 10.71  |
| 合 計           | 2,934,174 | 881,068     | 30.03  |

| 区 分          | 現計予算額     | 令和元年9月30日現在 |       |
|--------------|-----------|-------------|-------|
|              |           | 支出済額        | 支出割合  |
| 1 議 会 費      | 37,564    | 18,152      | 48.32 |
| 2 総 務 費      | 546,527   | 167,119     | 30.58 |
| 3 民 生 費      | 222,076   | 75,103      | 33.82 |
| 4 衛 生 費      | 162,897   | 58,732      | 36.05 |
| 5 労 働 費      | 400       | 0           | 0.00  |
| 6 農林水産業費     | 120,280   | 13,266      | 11.03 |
| 7 商 工 費      | 140,005   | 33,846      | 24.17 |
| 8 土 木 費      | 219,069   | 45,523      | 20.78 |
| 9 消 防 費      | 213,694   | 153,315     | 71.75 |
| 10 教 育 費     | 1,037,301 | 526,241     | 50.73 |
| 11 災 害 復 旧 費 | 23,156    | 8,750       | 37.79 |
| 12 公 債 費     | 206,400   | 101,380     | 49.12 |
| 13 予 備 費     | 4,805     | 0           | 0.00  |
| 合 計          | 2,934,174 | 1,201,427   | 40.95 |

□令和元年度 特別会計予算の執行状況

(単位：千円、%)

| 会 計 別               | 現計予算額   | 令和元年9月30日現在 |       |         |       |
|---------------------|---------|-------------|-------|---------|-------|
|                     |         | 収入済額        | 収入割合  | 支出済額    | 支出割合  |
| 国 民 健 康 保 険         | 176,837 | 74,757      | 42.27 | 50,821  | 28.74 |
| 国 民 健 康 保 険 診 療 所   | 89,633  | 25,506      | 28.46 | 35,235  | 39.31 |
| 簡 易 水 道             | 47,791  | 7,150       | 14.96 | 21,123  | 44.20 |
| 池 の 平 公 園 管 理 運 営   | 13,458  | 710         | 5.28  | 9,630   | 71.56 |
| ス ポ ー ツ 公 園 管 理 運 営 | 48,813  | 1,242       | 2.54  | 28,979  | 59.37 |
| 介 護 保 険             | 186,018 | 74,922      | 40.28 | 75,776  | 40.74 |
| 後 期 高 齢 者 医 療       | 21,912  | 4,831       | 22.05 | 6,739   | 30.75 |
| 合 計                 | 584,462 | 189,118     | 32.36 | 228,303 | 39.06 |

※個々の会計については支出済額が多い会計が多数ありますが、まとまった収入が入るまで基金からの繰替運用を行っており、現状として会計全体で340,456千円の支出に備えるお金があります。(700,000千円を繰替運用)





# 協力隊のつづき

**その79**

今月号の協力隊のつづきは  
工藤と牧が担当します。

工藤：こんにちは、お久しぶりの工藤ちゃんです。

最初にお知らせとお願いがあります。実はサポートきなりが下北山村振興事業協同組合から春まな漬の事業を受け継ぐことになりました。生産体制や販売ルートは当面現状のままでいくこととなりますが、なにせ春まなの出来により大きく影響されますので生葉での出荷も含めて課題は山積みです。またすでに行なっている南朝みその事業では味噌の売れ行きが好調なのですが、その分原材料の村内産米の確保が課題となっていますので、古米を提供してくださる方がいらっしゃればぜひご連絡ください。両事業とも皆様のご理解ご協力なくしては継続が難しくなりますので、どうかよろしくお願いいたします。

さて畑の方ですが、春まなの準備を進めつつ落花生の収穫も行なっており、朝市等での販売以外にもキロ単位の注文を何件かいただいております。カラスにかなり食べられながらも出荷量は昨年を上回ると予想しています。最後に予告になりますが、「下北山村の竜宮小僧になりたい」、「日本の農業を守りつつ、年金制度を補完する仕組みを作りたい」は構想中（妄想？）につき今後少しずつお伝えできたらと思っております。ありがとうございます。



牧：こんにちは、村報では大変ご無沙汰しておりました、牧です。今回は私のここ半年の活動についてとみなさまへのご報告があります。

活動の方は、草刈り作業の立ち合いに有償運送の運転手に学校給食配達、普段の事務仕事に加え、しばらく締め切りに追われていたのは、NPO法人として県への事業報告や法務局への変更登記の手続きでした。どちらも無事に完了することができました。現在は、運輸局への公共交通空白地有償運送の更新申請の手続きに追われています。こちらはもう一息。

有償運送つながりのお話で、今年度より有償運送の運転手さんが4名増員し、運転手登録者は全員で11名になりました。9月に打ち合わせ会を行い、運行規則等の確認と意見交換、運転手さん同士の交流を深めて頂きました。

その他、たまには事務所を飛び出して、ゲストとして中学3年生の思春期教室のお手伝いをさせて頂きました。中学卒業とともに下北山から巣立つ3年生の皆さんにとって、とても大事な授業に関わらせて頂くことができて大変光栄に思いました。

さて、私事ですが、この度第2子を授かり、12月より産休を頂くこととなりました。5月に復帰させて頂いて、またすぐにお休みを頂くことになり大変心苦しいのですが…。

サポートきなり事務局では人員が不足してしまいますので、9月より地域おこし協力隊を2名募集しています。すでにお問合せや応募を頂いており、希望者は数日間村で滞在し、村での暮らしとサポートきなりでのお仕事を体験して頂いています。

産休に入るまでもう残りわずかですが、引き続きよろしくお願いいたします。

## 前川歯科医師

### ありがとうございました

長年にわたり、へき地診療に多大なる貢献をされた前川俊之歯科医師の下北山歯科診療所が令和元年9月26日をもって閉院となりました。

昭和41年に県からの派遣で35年間にわたり診療を続けて来られた岩本歯科診療所が平成12年度末に閉院し、その後4年間本村は歯科の無医村となっていました。平成17年6月に熊野市の前川歯科医師が本村に歯科診療所を開設されました。

前川歯科医師は、近隣の下北山



掛川保健師より花束贈呈



村が歯科の無医村と知り、以前から縁のあった村に貢献したいという決意のもと、熊野市の診療所を息子さんが引き継ぎ、歯科診療所の開設に至りました。

歯科医師として下北山村並びに近隣村の住民に対する歯科診療にあたり多大なる貢献をされた、前川医師のこれまでのご活躍に感謝申し上げ、村長から感謝状を贈呈させて頂きました。



前川医師お疲れ様でした

現在村は、前川歯科医師の後任の歯科医師を吉野保健所、吉野郡歯科医師会などと連携して探しております。難しい問題ですが、克服できるよう努力して参ります。

## こんにちは 保健師です



寒さが身に染みる季節となりましたが、皆様お体の調子はいかがですか？手洗い、うがいをして風邪、インフルエンザ対策をしつかりし今月も元気にお過ごしください。

### ◎ご利益満載！認知症予防教室

高齢期に最も多い病気と言われている認知症。みんなで脳トレ＆体操をして、認知症を予防しましょう！

【日時】11月14日(木)

午前10時30分～正午

【場所】池原公民館

【対象】村内在住の方

【参加費】無料

【送迎】要事前申込み

◎「精神科医師による何でも相談会&こころの健康づくり相談会」

年に1回の精神科医師による相談会です。相談内容はどんな些細なことでもかまいません。また、お話頂いた内容は秘密厳守されます。この機会にご利用ください。

【相談員】精神科医師 松村一矢先生

臨床心理士2名

【日時】11月17日(日)

【場所】下北山村保健センター  
午前9時～午後3時

### ◎健康セミナー

ダイエット効果（太りにくい体質づくり）、脳の活性化、歯周病とむし歯予防効果について、実食を交えて学べる教室です。いつまでも、自分の口から食事をするため、お話も聞きましょう。

【日時】11月21日(木)

午前10時30分～

【場所】下北山村保健センター

【対象】村内在住の方

【講師】堀内歯科衛生士

伊藤管理栄養士

【参加費】無料

【送迎】要事前申込み

◎不妊治療費の助成をしています  
子どもの出産を希望する夫婦に対し、不妊治療に係る治療費用の助成をしています。

申請には医療機関に記入いただく書類や、領収書が必要です。詳細については保健センターまでお問い合わせください。

【各種お申込み】  
保健センター

☎6-00015





## 第4回：フレイルについて なるべく長く

### 村で生活するために

気候もすっかりと落ち着き、肌寒くなってまいりました。しかし今年は台風に大雨と災害も多いので、引き続きお気を付けください。

さて、今回は食欲の秋、運動の秋ということで、「フレイル」について話をしたいと思います。最近テレビでも少しずつ聞くようになった言葉ですが、ご存じない方も多いかもしれません。ですが、なるべく長く村で生活するためには、このフレイルを制することがかなり重要なのです！

## 1、フレイルって何？

フレイルとは英語で虚弱、衰弱という意味です。身体が衰弱し虚弱になると、生活力が低下し、様々

な病気を発症してしまいます。フレイルと診断される人は、2年以内に2割の方が要介護1以上の状態にまで体の機能が落ちてしまうといわれております。つまり、体の黄色信号だと思ってください。

基準としては、

- ① 1年間で2〜3キロ以上の体重が減った
  - ② 何をするのも面倒な日が週に3〜4日以上ある
  - ③ 歩く速度が落ちた（10m歩くのに8秒以上かかる）
  - ④ 握力の低下（男性26キロ未満、女性18キロ未満）
  - ⑤ 活動度の低下（軽い運動、体操もしていない）
- この5項目のうち3つ以上満たす場合にはフレイルの疑いがあります。また、1〜2項目を満たす方はその予備軍かもしれません。

## 2、フレイルの原因とは？

足腰が痛い、食欲がなくて痩せてくる、ご飯がむせる、飲み込みにくいといった身体の不調からくるものだけがフレイルではありません。認知症であったり、「おっくうだ」「今まで楽しめていたことが楽しめない」「自分は役立たずだ」などの抑うつ的な気分など、

精神的な機能の低下もフレイルなのです。

また、外出が減ってずっと家に居る、定年退職後にやることがない、腰の痛みでゴルフが出来なくなった：など役割や趣味が持てなくなっていることもフレイルの原因になります。「こんなことは診療所に相談することなのかな…」と迷うかもしれません、フレイルはまずこういった、社会性が無くなって来た時から始まることが多いのです！

## 3、フレイルにならないために

実は努力次第でフレイル状態から脱することが出来るといわれています。

### 一、まずは持病を安定させる！

足腰の痛みは完全に取り除くことは難しいかもしれませんが、治療である程度改善することで、痛いなながらも活動が出来たりします。また、糖尿病や高血圧、心臓や腎臓の病気も放置すると活動性の低下に繋がります。

### 二、食事をしっかりと取り、軽いでもいいので運動・体操する！

人間はベッドで寝たきりになるだけで1日1%ずつ筋肉が減っていくと言われています。また、全くとご飯を食べなければ1週間で2キロ分の筋肉が失われると言われております。お米などの炭水化物を取れば、その減少は抑えられますが、筋肉の量を維持するには、やはりタンパク質を取ることが重要です。

一、いろいろな催し物に参加する！

なんだそんなことか？と思われるかもしれませんが、先ほど述べた通り、フレイルはまず社会的な原因から始まることが多いのです！

桜まつりや夏祭りなどの村全体のイベントだけでなく、ノルディックウォーキングやヨガ教室など、村で行われている様々な集まりに参加することが、精神的・身体的なフレイルを予防しうることとなります！何より、村で楽しく生活することが、村でなるべく長く生活することに繋がるのです！

フレイルには決まった治療法はなく、一人ひとりに合わせた方法を考える必要があります。一人でフレイルを離脱しようと頑張るのは時に難しいかもしれません。

「自分はもしかしてフレイルかも…」と感じた方はぜひ、一度診療所にご相談ください！一緒にフレイル治療法を考えていきましょう！

下北山村診療所 田口浩之

## 駐在さん通信



ご存知ですか？

## 「犯罪被害者支援制度」

犯罪被害者（ご遺族を含む）は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけではなく、「精神的ショック、医療費の負担、失職・転職による経済的困窮、捜査や裁判の過程の精神的・時間的な負担、周囲のうわさ話やマスコミによる取材などによるストレス」など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。

このような問題は総じて「二次的被害」といわれています。

このような二次的被害の軽減のため、「犯罪被害者支援制度」があります。

具体的には、

- ①相談・捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供
- ②精神的被害の回復への支援
- ③経済的負担の軽減に資する支援
- ④犯罪被害者の安全の確保
- ⑤犯罪被害者支援推進のための基

盤整備

が行われています。

犯罪の被害に遭って苦しんでおられる方の二次的被害の軽減に、ぜひこの制度をご活用ください。

## 犯罪捜査への

ご協力をお願い



何らかの犯罪が発生して付近の住民の皆さんに聞き込み捜査をする中で、「そういうえば、あのととき女性の悲鳴を聞いた」というお話を伺うことがあります。もしそのときに110番通報をしていただけでしたら、被害者の方を無事救出し、犯人を捕まえることができたと思われる事例もあります。

もし、「おかしいな」と思った場合や怪しい人物や車を見かけた場合、犯人によく似た人を知っている場合には、深夜、早朝を問わず、「関わりたくない」「誰かが警察に連絡してくれるだろう」なんてためらわないで110番通報をお願いします。

実際、この村でも不審な車両のナンバーをメモし、それを駐在所に通報していただいたことで解決した盗難事件もありました。

また今月は、指名手配被疑者の捜査を強化しています。

| 警察庁指定     |                                                            | 捜査特別報奨金 (上限) |                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------|
| 重要指名手配    |                                                            | 300万円        |                                                            |
| 殺人 凶器準備集合 | 見立真一<br>49歳 167cm位 H24年撮影<br>TEL: 03-3479-0110<br>賞金 600万円 | 殺人           | 小暮洋史<br>50歳 170cm位 H24年撮影<br>TEL: 027-328-0110<br>賞金 600万円 |
| 殺人        | 小原勝幸<br>39歳 175cm位 H24年撮影<br>TEL: 0193-64-0110<br>賞金 600万円 | 殺人           | 上地恵栄<br>43歳 168cm位 H13年撮影<br>TEL: 0422-49-0110<br>賞金 600万円 |

捜査特別報奨金に該当するお問い合せは、写真下に掲載の各警察署電話番号にお問い合せください。  
警察庁ウェブサイト 指名手配 捜査

村内の主要箇所はこのような重要指名手配被疑者のポスターを掲示してありますが、ひょっとしたらどこかで犯人に遭遇するかもしれませんので、一度足を止めて犯人の顔を見ておいてください。

村民の皆様のご協力がより安全で暮らしやすい下北山村を作りますのでよろしくお願いいたします。



11月12日から25日は

「女性に対する暴力

防止運動」期間です

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行爲です。

家庭内のことと思ってひとりで悩まず、まずは駐在所に相談してみてください。

また、あなたの周りで悩んでいる人がいたら、相談できる場所があることを教えてあげてください。





# てんいち先生



## 12月10日は「人権デー」 12月4日～10日「人権週間」

国際連合は、昭和23年（1948年）第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、第5回総会において採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定めるとともに、加盟国等にこれを記念する行事を実施するよう呼び掛けています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

### 特設人権相談所を開設

〈日 時〉 12月4日（水）午前10時から正午まで  
〈場 所〉 役場 防災会議室  
〈お問合せ〉 役場 住民課 ☎6-0001

### 中学生人権作文表彰式と人権のつどいinかしはら

〈日 時〉 令和元年12月1日（日）  
午後12時30分から午後3時30分まで  
〈場 所〉 かしはら万葉ホール1階ロマンピアホール  
〈内 容〉 全国中学生人権作文コンテスト奈良県大会表彰式  
一日人権擁護委員  
「川本三栄子（かわもととさえこ）さん」の講演  
〈申し込み〉 不要（未就学児についても入場可）  
〈主 催〉 奈良県人権啓発活動ネットワーク協議会  
（奈良地方法務局・奈良県・奈良県人権擁護委員連合会）  
〈お問合せ〉 奈良地方法務局人権課 ☎0742-23-5457



## 老朽危険空き家解体 事業補助金について

この制度は、村内に存在する老朽化した危険な空き家の解体工事について、その費用の一部を補助することで、危険家屋の除却を促し、地域の安全性の向上を図ることを目的としています。

### ☆補助金の額

- ・補助対象経費の2分の1
- ・ただし、上限は30万円

### ☆対象となる人

- ・老朽危険空き家の所有者または所有者の同意を得た者
- ・村税を滞納していない者
- ・宅地建物取引業者に規定する者でないもの

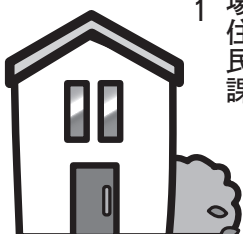
### ☆補助対象工事

- ・老朽危険空き家及び同一敷地内に位置する工作物の解体工事であること
- ・業者が施工する解体工事であること

工事前に、事前調査が必要です。

【問合せ先】役場住民課

☎6-0001



# 下北山保育所 10月入園式

去る、10月1日(火)に、本年度第2回となる下北山村保育所の入園式が行われました。

1歳児保育で入所している2名(白組)と10月入所の1名(桃組)の3名を迎えて、  
下北山村保育所園児は計15名です。

お兄ちゃんお姉ちゃん達と仲良く楽しい保育所生活を送ってくださいね。



かみた ゆうき  
**上田 優起 くん**  
(10月入所)



しもにし しゅう  
**下西 脩 くん**  
(9月入所)



まき ひかる  
**牧 輝 くん**  
(5月入所)

## 人の動き

令和元年9月30日現在

|     |      | 先月比   | 前年同月比  |
|-----|------|-------|--------|
| 人 口 | 896人 | (- 7) | (- 25) |
| 男   | 410人 | (- 6) | (- 11) |
| 女   | 486人 | (- 1) | (- 14) |
| 世帯数 | 559戸 | (- 7) | (- 18) |

発 行 下北山村役場 〒639-3803  
奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内983番地  
☎(代)07468-6-0001  
<http://www.vill.shimokitayama.nara.jp/>

ご協力いただきました皆様、  
ありがとうございました。

高 原 昇 さん

大阪府堺市(10月3日)

シルバー募金に  
ご協力いただいた方

長 岡 和 雄 さん(下池原)  
十月三日 逝去  
享年七十九才

謹んでお悔やみ  
申し上げます